

岩手県選挙管理委員会告示第63号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号（これを準用し、又はこの例によることとされている場合を含む。）の規定により、不在者投票ができる病院等を次のとおり指定した。

平成21年8月28日

岩手県選挙管理委員会

委員長 野村 弘

種 別	施設の名称	所在地	指定年月日
老人ホーム	社会福祉法人幸星会特別養護老人ホームカーサ南盛岡	盛岡市乙部4地割139番10	平成21年8月17日